

社会福祉法人久慈湊厚生会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久慈湊厚生会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等、報酬及び費用弁償の用語の定義は、次のとおりとする。

2 役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情相談員その他理事長が特に認めた者

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものであり、その名称の如何を問わないものとする。

4 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費とし、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤の理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。ただし、月曜日から土曜日までにおける指定休日以外の日で、午前8時30分以前又は午後5時30分以後の時間に開催される理事会等に出席又は業務に従事した場合は、別表1及び別表2にある非常勤理事に準じた報酬を支給する。

4 評議員選任・解任委員及び苦情相談員その他理事長が特に認めた者に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、各年度において2,600,000円を超えない範囲内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、各年度において100,000円を超えない範囲内とする。

3 この法人の全評議員選任・解任委員及び全苦情相談員その他理事長が特に認めた者の報酬総額は、各年度において50,000円を超えない範囲内とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条に規定する報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条に規定する

報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
(役員及び評議員の業務従事報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 業務執行理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができる。
- 3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
(常勤役員の勤務報酬)

第7条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により年額報酬又は月額報酬を支払うことができる。

- 2 前項で規定する報酬以外に、月曜日から金曜日までの祝日以外の日で、午前8時30分以前又は午後5時30分以後の時間に開催される理事会等に出席又は業務に従事した場合は、別表1及び別表2にある報酬を別途支給するものとする。
- 3 年額報酬は、毎年3月15日に、月額報酬は毎月15日に支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、その日以後の営業日に支給する。
- 4 新たに就任又は退任、死亡した場合は、年額報酬は月割で、また月額報酬は日割計算をしたうえで支給する。

(監事の報酬等)

第8条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項に規定する報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
(評議員選任・解任委員の報酬等)

第9条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
(苦情相談員の報酬等)

第10条 苦情相談員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬

及び実費弁償費を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情相談員に係る業務を行った場合であっても、本条次項に規定する報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情相談員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
(費用弁償)

第11条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

- 2 役員等が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人久慈済厚生会久慈済保育園旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費については、原則として実費を支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮して増額することができる。

(兼務役員)

第12条 保育園の職員を兼務する役員は、保育園の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第13条 役員等は、法人の職務証跡資料の作成に協力するものとする。
(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。
(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年10月19日から施行する。
- 2 社会福祉法人久慈済厚生会役員の費用弁償に関する規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月13日から施行する。ただし、令和2年4月1日に遡及して適用する。

別表1

会議出席の報酬等（規定第5条・第8条～第10条関連）

(単位：円)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事が理事会等に出席（日額）	4,000	旅費規程の規定による。
評議員が評議員会等に出席（日額）	4,000	
監事が理事会等に出席（日額）	4,000	
評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席（日額）	4,000	
苦情相談員が理事会等に出席（日額）	4,000	

別表2

法人の業務従事の報酬等（規定第6条関連）

(単位：円)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長が業務に従事（日額）	4,000	旅費規程の規定による。
理事が業務に従事（日額）	4,000	
評議員が業務に従事（日額）	4,000	
監事が業務に従事（日額）	4,000	
苦情相談員が業務に従事（日額）	4,000	

別表3

常勤役員の勤務報酬等（規定第7条関連）

(単位：円)

名 称	報 酬	実費弁償費
業務執行理事の報酬（月額）	理事会で定める 200,000 円以内の額	旅費規程の規定による。

参考資料

常勤役員報酬の支給基準

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程第5条の規定に定める常勤役員の報酬を支給するための積算条件は、次の事項を考慮して定めるものとする。

1 週に2日以上業務にあたる常勤役員の報酬

1日当たり5時間程度の業務従事を想定する。

2 管理職に準じた格付け

元来が「理事」であることと、理事長に代わって保育園の運営に関する日常的な決裁を行うなどの業務遂行を想定することから、施設の管理職（園長）に準じた格付けとする。

3 業務の内容

- ・保育園の運営全般に係る業務
- ・保育園の経営に係る業務
- ・文書管理・財務管理など業務全般に専門的な知見を有する

4 支給報酬額

理事会で定める月額200,000円以内の額とする。